

当院は厚生労働省が定める次の施設基準に適合している旨 厚生局長に届出を行なっております

1. 基本診療料の施設基準

【電子的診療情報連携体制整備加算】

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、患者さまの受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用するなど医療DXにかかる取り組みを実施することで、質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。なお、窓口負担額のない患者さまにも明細書を無料で発行いたします。

2. 特掲診療料の施設基準

【外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）】

【地域支援・外来医薬品供給対応体制加算】

当院（院内処方）では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでおります。また、医薬品の安定供給に向けた在庫管理・供給不足時の代替薬の検討・地域医療機関との連携・医薬品の安全な使用に関する説明相談対応などに取り組んでいます。ただし、医薬品の供給状況によっては、お渡しするお薬を変更する可能性があります。

【コンタクトレンズ検査料1】

コンタクトレンズ装用のために受診の方の診療（眼科学的検査）に係る費用は次のとおりです。

基本診療料		特掲診療料
初診料	291点	コンタクトレンズ検査料1
再診料	76点	200点
電子的診療情報連携体制整備加算	外来/在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)	
	初診4点,再診2点	初診23点,再診6点
外来・在宅物価対応料	2点	

コンタクトレンズ装用のために受診の方であっても、診療内容等により、異なった診療費用を算定する場合があります。コンタクトレンズ装用のために受診の場合、当院で過去5年以内にコンタクトレンズ検査料を算定されたことのある方の基本診療料は再診料を算定いたします。

診療医師名： 所 敏宏

眼科診療経歴： 平成8年から眼科診療開始